

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

こころをつなぐ
想いをつなぐ



まどか

円満相続 情報マガジン



令和4年秋
第15号

相続最前線！TOPICS

P2 | 令和4年の路線価公表！

弁護士が語る「相続の現場」

P3 | 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その7」

P5 | 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その8」

知っておきたい相続の基礎知識

P7 | 「相続Q&A」 (レインボーニュース 2022年3月掲載)

お知らせ

P8 | Information / 2022年セミナー開催実績・予定

P9 | 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介



令和4年の路線価公表！

7月1日に公表された今年分の路線価、みなさんはもう確認されましたか？路線価は毎年1月1日時点の道路に面する土地1㎡当たりの価格を評価したもので、その年の相続税や贈与税を算定するうえで基準となる指標です。

■全国平均の路線価は2年ぶりの上昇

今年の上昇率は全国平均で昨年比0.5%上昇(昨年は0.5%下落)となり、2年ぶりに上昇に転じました。都道府県別の路線価では、20都道府県で上昇(昨年は7府県)。上昇率のトップは北海道で、再開発が進む札幌市の伸びが大きく昨年比4.0%の上昇となりました。次いで福岡県3.6%、宮城県2.9%、沖縄県1.6%の上昇でした。

一方、下落したのは昨年比マイナス1.3%の和歌山県、次いで愛媛県1.1%、群馬県1.0%の順に27県(昨年は39都府県)でした。

路線価日本一は37年連続となる東京都中央区銀座5丁目の鳩居堂前で、1㎡当たり4,224万円。とはいえ昨年比1.1%の下落となり、コロナ禍前に4年連続の最高額更新をしたものの、今年で2年連続の下落となりました。新型コロナウイルスの影響が、徐々に緩和されたことが起因し路線価の全国平均は上昇しましたが、一方でインバウンド需要の影響が大きい地域では依然として下落が続いているようです。

■埼玉県内の路線価も上昇

埼玉県内の路線価も昨年より平均0.4%の上昇(昨年は0.6%減少)となり、2年ぶりに上昇に転じました。埼玉県内の路線価トップは、今年も大宮区桜木町2丁目の大宮駅西口駅前ロータリーで、1㎡当たり440万円。昨年比3.3%の上昇と2年ぶりにプラスに転じました。浦和区高砂1丁目の浦和駅西口駅前ロータリーは、1㎡当たり196万円。こちらも昨年比3.2%の上昇となっています。

都心に近く元々需要の高い県南地域が回復してくるとともに、郊外もリモートワークの浸透や移住の拡大により堅調で、東松山市の市道23号線(東松山駅前)は3.7%上昇と大きく伸び、川越市の川越駅東口駅前広場も0.9%上昇しました。

路線価が公表されるこの時期は、ご自身の資産の相続税評価額を見直す良い機会ですね。

順位	署名	最高路線価の所在地	路線価	昨年比
1	大宮	さいたま市大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	440万円	3.3%
2	浦和	さいたま市浦和区高砂1丁目 浦和駅西口駅前ロータリー	196万円	3.2%
3	川口	川口市栄町3丁目 駅前産業道路	194万円	0.0%
4	西川口	川口市川口1丁目 川口駅東口駅前ロータリー	184万円	0.0%
5	川越	川越市脇田町 川越駅東口駅前広場	107万円	0.9%

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その7」

<会社経営者の事業承継について考えてみましょう>

12 会社の事業承継において、「事業承継その4」9の(4)で「「自社株」を後継者に集中させるためには、贈与、売買、相続などにより移転させます」の内、今回は、前回の「相続」に関連して「遺言」を取り上げます。



- (1) 事業承継においても「遺言」による相続対策は重要です。
- (2) 遺言は、「事業承継その1」の6で、会社オーナーが指名した後継者に事業を承継させるための財産の移転となります。
 - (ア) 事業承継の対策を練った上で遺言書を作成します。遺言書は書き換えができるので、後日後継者に変更がある場合は、早期に書き直すものとします。
 - (イ) 後継者への「自社株式」を取得させる割合は、特別決議ができる3分の2とすることが望ましいのです。その理由は「事業承継その3」の8で述べてあります。
 - (ウ) さもなければ、後継者に普通株式を、その他の相続人に議決権制限株式(配当優先株とする)を相続させるように考慮すべきです。
 - (エ) オーナーは遺言書の「附言事項」に会社に対する想いとスムーズな事業承継のために後継者を指定し、遺産を承継させる理由などを記載し、相続人らに説明し、相続人間に揉め事が生じないようにすることも大事です。
 - (オ) 遺言書は、「自筆証書」よりもその効力に問題が起き難い「遺言公正証書」とし、遺言の内容は専門家に相談するなどして慎重に決定する必要があります。
- (3) 遺言をするに当たっては、次の事項に留意しましょう。
 - (ア) 後継者に上記の通り、経営権を安定させるに足る数量の株式、あるいは種類株式、その他の重要な資産を取得させます。
 - (イ) 後継者以外の相続人に対しては、少なくとも遺留分を満足させる資産を取得させます。
 - a) その対応策として、受取人を後継者とし、後記の遺留分侵害額の支払に足りる金額を取得できる生命保険契約を締結しておくのも一策です。
 - b) あるいは一定額の財産を生前贈与し、家庭裁判所の許可を受けて相続の開始前に遺留分の生前放棄(民法1049条)をして貰うようにします。

- (ウ)「遺留分減殺請求」は「遺留分侵害額請求」(民法改正(令和元年7月1日))に変更されたので、遺留分は侵害額の金銭請求のみとなり、具体的金額の請求があれば、その翌日から遅延損害金の支払義務が発生することになります。
- a) 金銭の代わりに相続財産を交付すると、従前とは異なり、税務上、当該物を売却して金銭を支払ったものとみなされ、譲渡所得の課税があります。
- b) 遺留分は「相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から、1年間行使しないとき」又は「相続開始の時から10年を経過したとき」に時効によって消滅します(1048条)。
- (4) これまで述べた「生前(相続前)」になす「売買」と「生前贈与」の承継方法に対し、「死後」のためになす「遺言」と「死因贈与契約」の承継方法との特長点を対比しておきます。
- (ア) 「売買」は、一般的に言えば承継者と被承継者との相続財産の関係を切断できるメリットがあります。
- (イ) 株式については売買ではなく、特典のある生前贈与の検討が重要です。
- a) 「生前贈与」はオーナーの存命中に承継させる便宜さがあり、また株式評価の特例、贈与税・相続税の免除の規定を適用することができます。
- b) しかし、それが「特別受益」に該当すると相続財産への「持戻し」が問題となるので、遺言書で「持戻免除」の意思表示をしておく必要があります。
- c) 「特別受益」に該当する贈与の評価時期が相続時(民法1043条)となるので、遺留分の価格が上昇することがあります。
- (ウ) 「死後」の承継方法である「遺言」と「死因贈与」には、次の特徴があります。
- ① 事業承継では「遺産分割協議以外の方法で事業用資産を承継者に承継させる。」ことが重要であって、「遺言書」を書き置くことで、それを実現できます。
 - ② 「遺産分割協議」による場合は、相続開始時に「株式」等が準共有状態となりますが、遺言を遺すことによりこれを防止できます。
 - ③ 遺言と死因贈与の場合は相続に伴う執行が必要になり、手間と時間が掛かるデメリットがありますが、それは専門家に委任することで省くことができます。
- (5) 遺言書がなく、遺産分割協議となり、その協議が整わないと議決権が行使でなくなります。
- (ア) 遺産分割協議が成立しないと株式は相続人の「準共有」状態になり、株主権を単独で行使できる者はいないので、取締役すら選任できず(株式数の過半数による「普通決議」を要する)会社の運営ができない状況になります。
- (イ) <共有者による権利行使者の決定>は、通常、共有物の管理に関する事項として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決めます(民法252条本文)。
- (ウ) 会社法106条は、共有者による権利の行使について、「株式が2以上の者の共有に属するとき、当該株式についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対しその者の氏名又は名称を通知しなければ当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しています。

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その8」

<会社経営者の事業承継について考えてみましょう>

13 会社の事業承継において、今回は前回の「遺言」に関連して、「事業承継その7」の12の(2)(ウ)で述べた、後継者以外の兄弟姉妹に「議決権制限株式(無議決権株)」を取得させる遣り方を取り上げます。

(1) 相続財産の多くが自社株である場合に、その事業承継における相続対策として「議決権制限株式(無議決権株)」の利用を考えてみましょう。

(ア) 事例として、会社経営者が事業の後継者を長男とし自社株式を承継させたいが、相続財産の多くが株式である場合は、二男・長女への相続対応に苦慮します。

a) 遺言により後継者長男に自社株を相続させた場合に、二男・長女から遺留分侵害額請求がなされれば、自社株の集中相続の実現が困難となります。

b) 相続争いを避けるため、自社株を二男・長女にも分割すると、将来株主総会での提案権、会社の帳簿閲覧請求権、取締役等の解任請求権などの少数株主権行使し、経営に口出され効率的な会社運営に支障を来す虞があります。

(イ) それを回避する手法として、二男・長女に「議決権制限株式(無議決権株)」を相続させる方法があります。その場合に無議決権株式を発行するには、後記の通り「会社定款」にその旨の規定が設けられている必要があります。

a) 「議決権制限種類株式」とは、株主総会の全部または一部の事項について議決権の行使を制限できる株式を指し、会社法は「種類株式」と位置付け、保有株式数と議決権との関係を分離することを可能にした。

b) 「議決権制限株式」は、1) 完全無議決権株式 2) 特定の事項のみの議決権制限株式 の種類の株式を定めることができる。

c) 「議決権制限株式」は、普通株式でも発行できるし、配当優先株とすることもできる。

1) 一定の株式を全事項について議決権を有しない「完全無議決権株式」(配当優先権付)にすれば、相続人の内、議決権行使に関心のない二男・長女にこの株式を与えれば、後継者長男に経営権を集中させられる。

2) 株式発行に当たっては、将来の相続を見据えて予め株式の一部を配当優先及び取得請求権付の議決権制限株式の種類株式にして置くと良い。

- (ウ) オーナー経営者一族の持株比率が低い場合などには、分散している株式を無議決権株式に転換することにより、議決権を確保できるようになります。
- (エ) 社員持株会がある場合は、その株式を配当優先権付の無議決権株式とすればオーナー経営者一族の議決権を確保し、安定的な経営が可能となります。
- (2)この株式を発行する場合は、定款で、発行可能種類株式総数と議決権行使事項・条件を規定しなければならず(108Ⅱ③、但しⅢ・規則20Ⅰ③)、定款に規定を設けるには、株主総会での特別決議(効力発生要件)を要し、また定款の変更登記を必要とします。
- (3)「**非公開会社**」では、議決権制限種類株式の発行数(発行割合)に制限がありません。従って、例えば普通株式1株を除いた残りの全てを無議決権株とすれば、1株で会社経営を牛耳ることができます。なお「**公開会社**」は、発行済の議決権制限種類株式の総数が発行済株式の総数の2分の1を超えることはできません(会115条)。
- (ア) 種類株式を発行すると、会社が一定の行為をする場合に種類株式に損害を及ぼす虞があるときは、種類株主総会の承認が必要となります(会322Ⅰ)。
- (イ) 定款変更に際し、種類株式の内容として、上記の種類株主総会の決議を要しない旨を定款に定めておくことが肝要であり(会322ⅡⅢ)、その定めがない場合は、種類株式が一種の拒否権付株式(黄金株)になってしまう虞があります。
- (4) 経営者は、遺言書を作成し、後継者長男に普通株式を二男・長女に議決権制限株式(配当優先株とする)を相続させるものとします。
- (ア) 議決権行使を制限する代わりに、剰余金の配当を優先とする配当優先権付議決権制限株式を発行し、二男・長女に与えるようにします。
- (イ) 遺言書は、例えば「遺言者は、相続人長男〇〇に議決権のある株式を、相続人次男・長女〇〇には、配当優先の無議決権株式を相続させる。」などとします。
- (5)「**完全無議決権株式**」の評価は、原則として議決権の有無を考慮しません。
- (ア) 例外として、その評価について、配当優先(劣後)の評価(同族株主が相続等で取得した場合)の特例があり、相続人全員の同意の下に、配当優先株の評価又は原則的評価方法により評価した金額の95%相当額とした場合は、議決権株式の価額に評価減の5%を加算して評価することができます。
- (イ) 但し、次の要件が満たされる必要がある。
- a) 相続税の法定申告期限までに、株式の遺産分割協議が確定し、相続取得した全同族株主から法定申告期限までに、「無議決権株式の評価の取扱いに係る選択届出書」が所轄税務署長に提出されていること。
- b) その相続税の申告に当たり「取引相場のない株式の評価明細書」に、上記の調整計算の算式に基づく無議決権株式及び議決権のある株式の評価額算定根拠を、適宜の様式で記載して添付すること。



成年年齢の引き下げ ～相続はここが変わる～

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢の引き下げにより、相続に関しても変わった点がいくつかありますので確認をしておきましょう。

■遺産分割協議に参加できる年齢も、18歳に引き下げ

未成年者は遺産分割協議に参加できません。そのため相続人の中に未成年者がいる場合、相続関係によっては家庭裁判所に特別代理人を選んでもらい、未成年者に代わり遺産分割協議に参加してもらう必要があります。

これまでは遺産分割協議に参加できるのは20歳以上でしたが、2022年4月1日以降は、その時点で18歳以上であれば遺産分割協議に参加することができます。4月以降に遺産分割協議を行うのであれば、特別代理人選任の手続きが不要となるケースも考えられるでしょう。

■相続税の「未成年者控除」

相続人が未成年者であるとき利用できる「未成年者控除」という制度ですが、これまでは相続発生時から満20歳になるまでの年数1年あたり10万円が相続税額から控除できました。2022年4月1日以降に開始した相続については、この年齢が20歳から18歳に引き下げられています。改正により、控除できる額が2年分の20万円少なくなるといえます。

■贈与税についても各制度で適用年齢が広がります

「相続時精算課税制度」では、現状は60歳以上の祖父母から20歳以上の子や孫への贈与という条件がありましたが、2022年4月1日以降の贈与は、18歳以上の子や孫への贈与となり、2年早く適用を受けられます。

「相続時精算課税制度」の内容も確認しておきましょう。この制度を使うと2500万円までの贈与には贈与税がかかりません。ただ、この制度を利用して贈与した財産は、贈与した人の相続時に相続財産に加算されます。また、子はいるけれど孫にも贈与をする場合（代襲相続人ではない孫への贈与の場合）などは相続税が2割加算となる点、毎年110万円までは非課税になる暦年贈与が使えなくなる点も注意をしたいところです。

挙式や新居、出産や不妊治療といった結婚・子育て資金の一括贈与が1000万円まで非課税となる「結婚・子育て資金の一括贈与」制度、2022年度の税制改正大綱で贈与税の非課税措置が2023年末まで2年延長された「住宅取得等資金の贈与」制度も、20歳以上から18歳以上に引き下げられました。父母や祖父母から贈与を受けた財産（特例贈与財産）の対象年齢も同様に引き下げです。

どの制度についても、年齢の基準は贈与する年の1月1日時点ですので注意をしましょう。

対象となる年齢のご家族がいる場合には、相続の進め方を一度考える必要があるかもしれません。ご家族の背景や事情をふまえ、何が最適なのか専門家と相談しながら進めると良いでしょう。



(Information)

コロナウィルス対策で外出を控えたいお客様へ おうちで相続相談



- ・コロナウィルス対策で、なるべく外出したくない！
- ・学校休校で子供が家にいて、目が離せない！
- ・日中は仕事があり、相談をしに行く時間がない！
- ・相続手続きの期限が迫っているけど、訪問して相続する時間がとれない！

こういったご相談にお応えするために、弊社では電話やテレビ電話を使って、**ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス**

「おうちで相続相談」を実施しております

すでにご相続が発生されている場合は、ご相談はお早めに。
相続には期限のある手続きがあります。
初回のご相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。

①無料の電話相談をご希望の方

ご来所が難しいという方は、お電話でのご相談を承ります(相談時間30分)。

簡単な疑問はお電話で解決。

複雑なご相談は、テレビ電話や弊社面談室(コロナ対策実施済)で対応致します。

②無料のテレビ電話相談サービス(ZOOM)をご希望の方

1. メールでテレビ電話相談用のURLをお送りします。

2. 面談のお時間になりましたら、URLをクリックするとテレビ面談がスタートします。

※詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

③来所での相談をご希望の方

弊社面談室(コロナ対策実施済)で対応致します。

完全予約制となりますので、お電話か弊社ホームページよりご予約ください。

2022年 相続学校さいたま校 セミナー開催実績・予定

開催日	セミナー名	講師	内容
5月14日開催済 5月28日開催済	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	今からできる相続対策や相続 発生後の手続きについて オンラインで解説
9月10日開催予定 9月24日開催予定	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「相続税のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	相続税改正の概要、相続税の 仕組み、相続税の計算方法、 相続財産の評価方法等 オンラインで解説
2月 5日開催済 2月19日開催済	相続学校 初級講座 家族みんなで参加できる！WEBセミナー 「遺言書のきほん」第1・第2 講座	埼玉県相続サポートセンター 【相続コーディネーター】 古丸 志保	遺言の基礎知識や作成方法等 オンラインで解説

一般社団法人

埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介

出身地: 埼玉県春日部市
経 歴: 商社・司法書士事務所を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資 格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー



相続コーディネーター
中澤 勝己

ご相談者である相続人様のご意思は当然ですが、亡くなられた被相続人の方のお気持ちも感じ取りながら、ご家族皆様が幸せな相続を行えるよう、お手伝いをしたいと考えております。お気軽にご相談下さいませ。



相続コーディネーター
古丸 志保

出身地: 埼玉県北本市
経 歴: 法律事務所、不動産会社を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資 格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP) / 行政書士試験 合格
相続アドバイザー協議会認定会員アドバイザー

何から始めたら良いかわからない生前対策、なかなか進められずに困った相続手続きなどのご相談に分かりやすくお答えし、ご家族の皆様の円満相続にむけて、お手伝いをさせていただきます。どうぞお気軽にご相談ください。

特別顧問

青木幹治法律事務所
弁護士 **青木 幹治**



宮城県白石市の蔵王連峰の麓にて出生。
埼玉県蓮田市在住。
東京地検を中心に、北は北海道の釧路地検から、南は沖縄の那覇地検に勤務。
東京地検特捜部検事、内閣情報調査室調査官などを経て、最高検察庁検事を最後に退官。
検察官時代は、脱税事件を中心に捜査畑一筋。
平成18年よりさいたま地方法務局所属公証人。
平成28年に公証人を退任し、青木幹治法律事務所を開設。
(一社)埼玉県相続サポートセンターの特別顧問に就任。
座右の銘は「為せば成る」

MAP



浦和駅西口より徒歩3分

お問い合わせ

電話番号：048-711-9183

FAX番号：048-711-9151

受付時間：10時00分～17時30分
(水曜定休)

※ご相談は土日祝日も受け付けて
おります(要予約)

【面談場所】

浦和駅西口 徒歩3分
エイパックスタワー浦和
オフィス西館 307

ご来社の際は、事前にお電話にて
ご一報くださいませ。

外出を控えたい方へ 「おうちで相続相談」

埼玉県相続サポートセンターでは、ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス「おうちで相続相談」を実施中。なお、ご来社での個別相談も承っております(要予約)。

我が家は相続税の対象になるの？
不動産の相続対策、何をしたらよいの？
相続した不動産を売却・活用したい！

コーディネーターが、相続・不動産のお悩みに個別にお答え致します！

ここをつなぐ 想いをつなぐ
円満相続情報マガジン
「まどか」第15号

令和4年9月吉日 発行

著者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発行所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイパックスタワー浦和オフィス西館307
TEL 048-711-9183
FAX 048-711-9151
<https://www.saitama-souzoku.jp/>



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター